

**北海道における
新型コロナウイルス感染症対策に関する検証
中間取りまとめ（案）**

2020 年 9 月

北海道

目次

はじめに	1
------	---

第1章 道内における感染状況の推移等について

1 新規感染者数の推移	2
2 リンクなし（感染経路不明）の推移	3
3 集団感染の動向	3
4 地域別の感染者数の推移	4
5 患者数の推移	4

第2章 第1波への対応について

1 本道をとりにまく状況	5
2 道独自の緊急事態宣言の発出	6
3 緊急事態宣言の終了	9
4 道独自の学校の一斉休業要請	10
5 検査体制・医療提供体制等の整備	12
6 市町村との連携	14
7 道民への情報発信	14
8 第1波における参考データ	
(1) 感染者数の推移	15
(2) 道民の行動変容	16
(3) 第2波への影響	17
9 有識者からの意見	18

第3章 第2波への対応について

1	国の緊急事態宣言の発令	20
2	道の対応	
	(1) 札幌市との緊急共同宣言	22
	(2) 北海道における緊急事態措置	24
	(3) 緊急事態措置の終了	28
	(4) 感染者情報の公表	29
3	学校の臨時休業	
	(1) 経緯等	30
	(2) 学校の臨時休業に伴う児童生徒や保護者への対応	31
4	検査体制・医療提供体制の整備、集団感染への対応	
	(1) 相談・検査体制の整備	32
	(2) 医療提供体制の整備	34
	(3) 集団感染への対応	35
5	市町村との連携	37
6	道民への情報発信	39
7	専門会議の設置	40
8	第2波における参考データ	
	(1) 感染者数の推移	41
	(2) 道民の行動変容	43
9	緊急事態措置終了後の対応	
	(1) 基本方針の決定	46
	(2) 6月以降の段階的緩和	46
	(3) まん延の防止（感染症をおさえる）	47
	(4) 行動の変容（日常をかえる）	49
	(5) 早期発見と対応（感染拡大にそなえる）	49
10	有識者からの意見	50

第4章 経済への影響と対策について

1 道内経済への影響	
(1) 個人消費	53
(2) 観光	53
(3) 企業倒産	55
(4) 雇用	55
(5) 企業意識	56
2 緊急対策の展開	57
3 経済分野における主な事業の概要と実績	59
4 有識者からの意見	65

第5章 市町村・関係団体アンケートについて

1 アンケート調査の概要	67
2 アンケート集計結果	
(1) 市町村の集計結果	69
(2) 関係団体の集計結果	72

第6章 今後の対応方向

1 一連の対応についての妥当性及び課題	75
2 課題と対応方向	
(1) 感染まん延防止対策	75
(2) 社会経済への影響対策	78
(3) 教育への対応	80
(4) 政策形成過程の透明性及び政策推進における実効性確保	82

はじめに

本資料は、各分野の専門家や関係団体の方々に構成される「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」の議論等を踏まえ、道がこれまで実施してきた新型コロナウイルス感染症に係る一連の対応に関する取組の妥当性と今後に向けた課題について、道として現時点における検証結果を取りまとめたものである。

新型コロナウイルス感染症への対応は現在も続いており、道としては、本検証を踏まえて、今後備えるべき感染拡大への対応に反映させ、より効果的な対策に取り組んでいく考えである。

なお、今回の検証の対象期間は、概ね、道内で感染症が確認された2020（令和2）年1月下旬から、国が示した移行期間の終了日である2020（令和2）年7月末日までとしている。

【北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議】

○目的：道が講じた新型コロナウイルス感染症対策について、幅広い観点から意見を聴取するために設置（2020（令和2）年7月22日設置）。

○構成員：石井 吉春（北海道大学公共政策大学院客員教授、※座長）
加藤 敏彦（北海道老人福祉施設協議会 副会長）
瀬尾 英生（北海道経済連合会 専務理事）
高橋 聡（札幌医科大学感染制御臨床検査医学講座 教授）
田端 綾子（ラベンダー法律事務所 弁護士）
辻 直孝（北見市長）
坪田 伸一（日本労働組合総連合会北海道連合会 総合政策局長）
水上 丈実（北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻 教授）
三戸 和昭（（一社）北海道医師会 常任理事）

（敬称略）

○開催経過

	日時	場所	議事
第1回	7月30日(木) 18:00～20:00	ホテルポールスター 札幌	(1)議論のポイント (2)第1波への対応について
第2回	8月6日(木) 15:00～17:00	京王プラザホテル 札幌	(1)前回会議の振り返りについて (2)第2波への対応について
第3回	8月24日(月) 18:00～21:00	京王プラザホテル 札幌	(1)経済対策について (2)第1波、第2波の対応について
第4回	9月2日(水) 15:00～17:00	京王プラザホテル 札幌	北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証中間取りまとめ（案）について

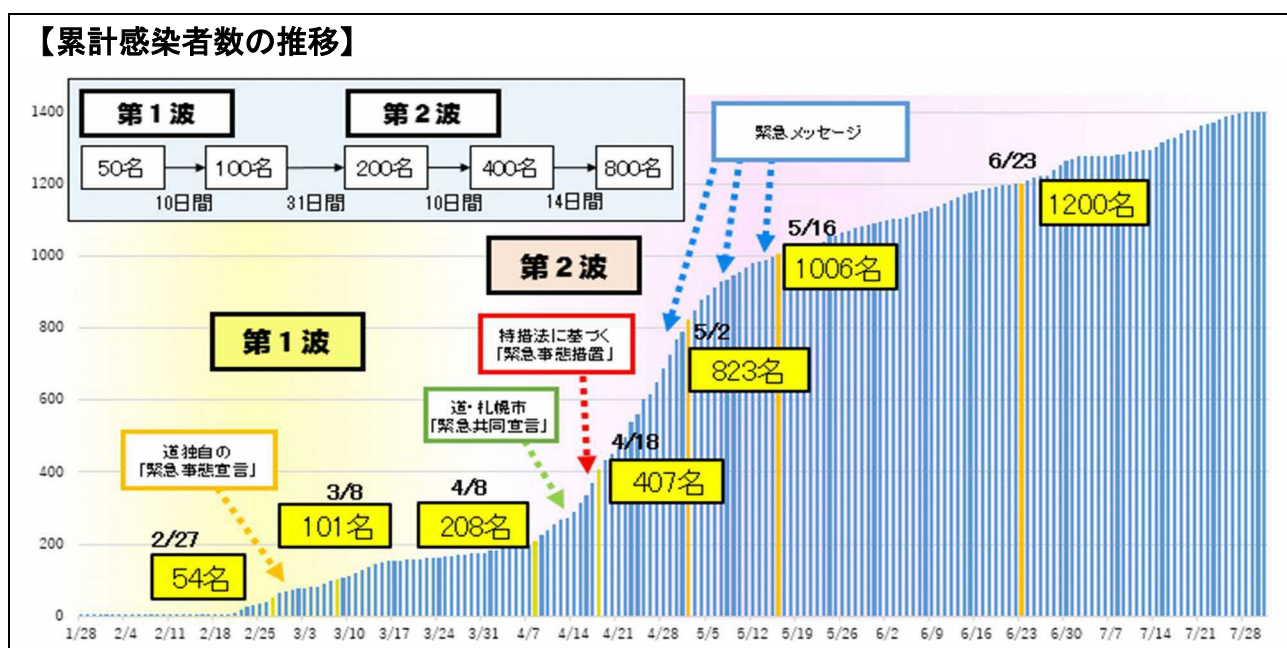
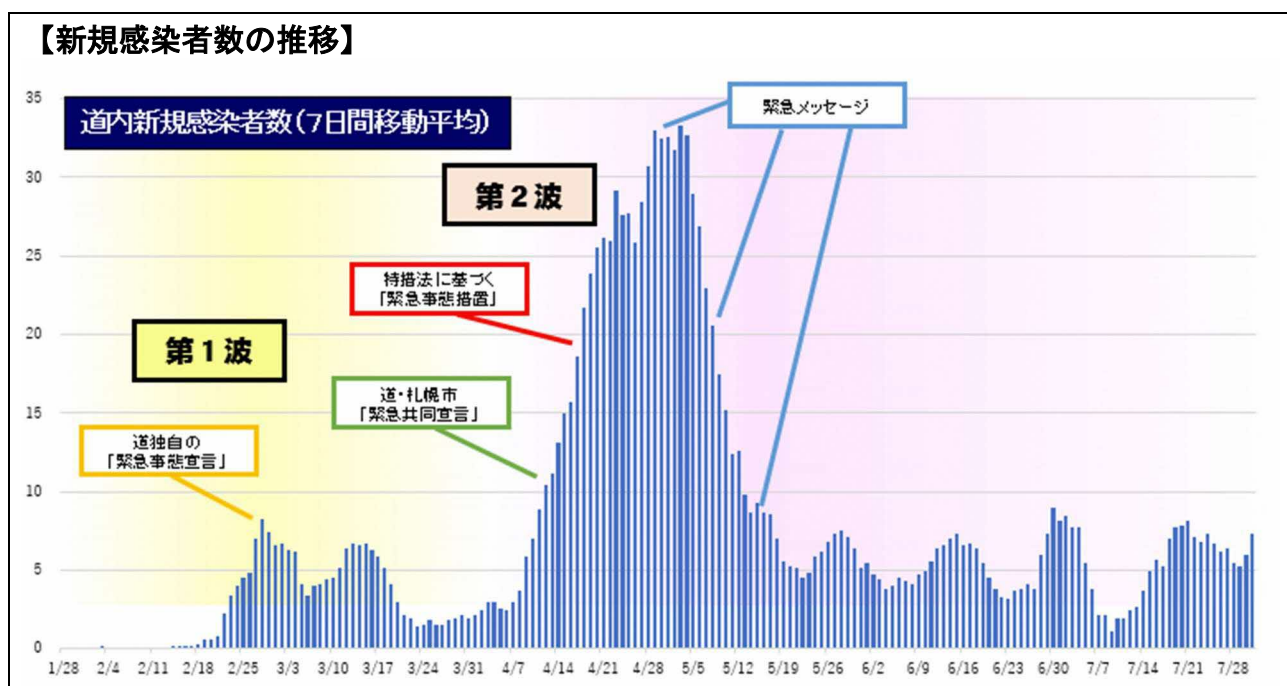
第1章 道内における感染状況の推移等について

1 新規感染者数の推移

新型コロナウイルス感染症について、道内においては、2020（令和2）年1月28日に第1例目の感染者が確認された後、7月31日までの間に累計1,428名の感染者が確認されている。

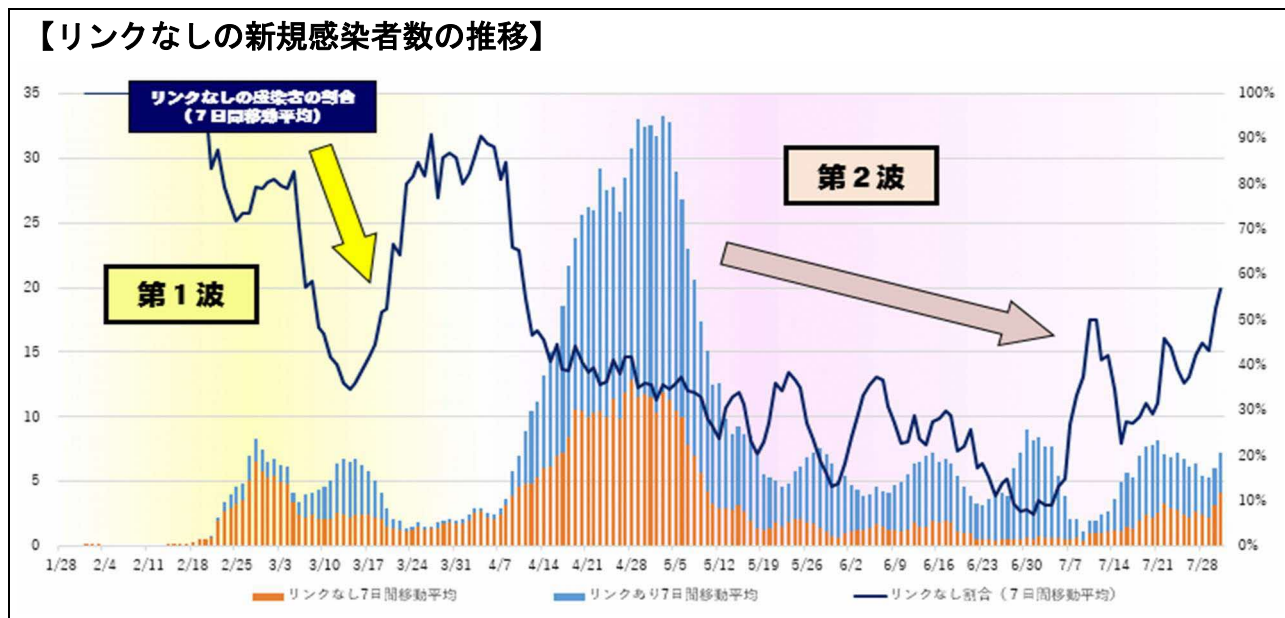
新規感染者の発生状況を踏まえると、1月下旬から3月下旬までを「第1波」、3月下旬以降を「第2波」とみることができる（本書では第1波を1月28日～3月26日、第2波を3月27日～7月31日と仮定する。）。

累計の感染者数の推移を見ると、第1波においては、2月27日に50名に達した後、10日間で100名に達している。また第2波においても、4月8日から10日間で200名から400名に増加するなど、短期間で急激な増加が見られている。



2 リンクなし（感染経路不明）の推移

感染拡大の初期段階においては、感染経路が不明の感染者、いわゆるリンクなしの感染者（孤発例）の割合が多い。こうした孤発例の増加は地域での感染拡大の兆候を示すものと考えられており、道では、積極的疫学調査^{※1}と迅速な検査を実施することにより、感染拡大の防止につなげてきた。



※1 積極的疫学調査とは

- 保健所が感染症の発生した周辺状況などの情報を収集し、感染の全体像や感染経路及び感染源などを推定し、感染拡大を防止するもの
 - ・ 個々の患者発生をもとに感染状況を把握し感染源を推定
 - ・ 濃厚接触者の把握と適切な管理（囲い込み）等の対応を実施
 - ・ 必要に応じ、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策本部クラスター対策班や国立感染症研究所等関係機関の専門家との協力の下で、効率的に調査を実施

3 集団感染の動向

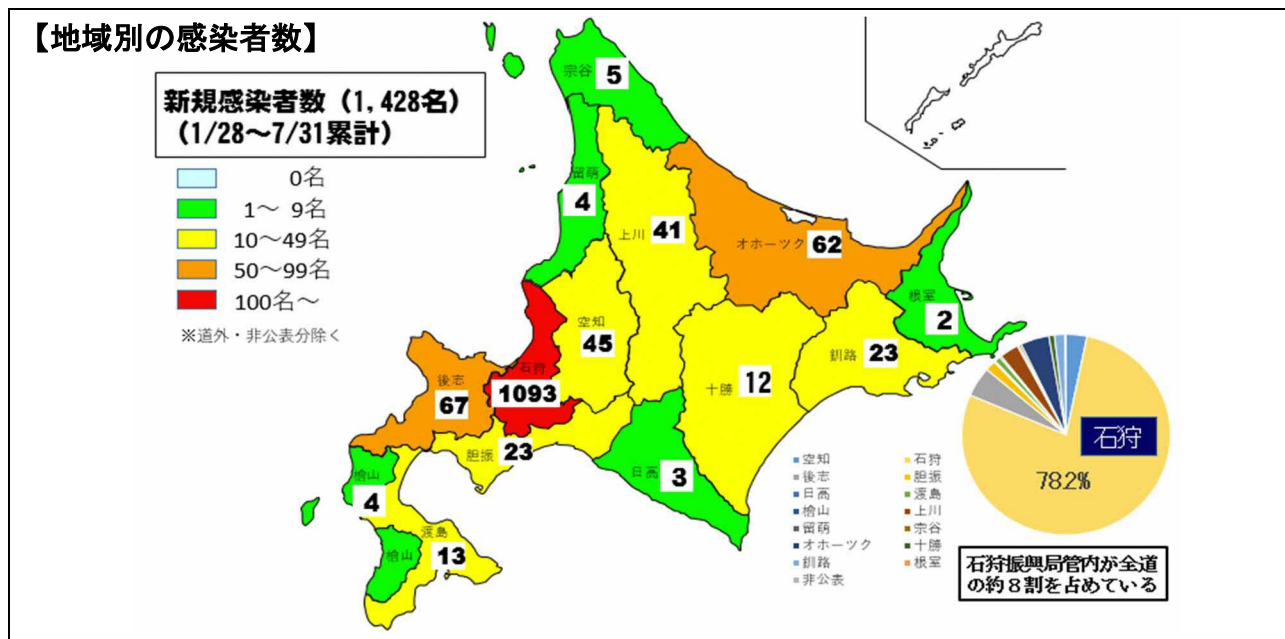
第1波と比較して、第2波において新規感染者数が大きく増加したのは、大規模な集団感染が発生したことが要因の一つとしてあげられる。また、第2波においては、7月末までに発生した集団感染のうち、医療、介護施設等での感染者が約7割を占めたことが特徴となっている。

【集団感染の動向】

区分	第1波 (1/28～3/26)	第2波 (3/27～7/31)	計
新規感染者数	1 6 8	1, 2 6 0	1, 4 2 8
リンクあり感染者	6 1 (36.3%)	8 1 1 (64.4%)	8 7 2 (61.1%)
うち、集団感染	2 0 (32.8%)	5 4 7 (67.4%)	5 6 7 (65.0%)
うち、医療、 介護施設等関連	0 (0.0%)	3 9 4 (72.0%)	3 9 4 (69.5%)
リンクなし感染者	1 0 7 (63.7%)	4 4 9 (35.6%)	5 5 6 (38.9%)

4 地域別の感染者数の推移

第1波では、全道各地において感染が確認されたが、第2波においては、札幌市を含む石狩振興局管内に集中した。7月末までの道内における感染者数を地域別で見ると、石狩振興局管内での感染者数が約8割を占めている。

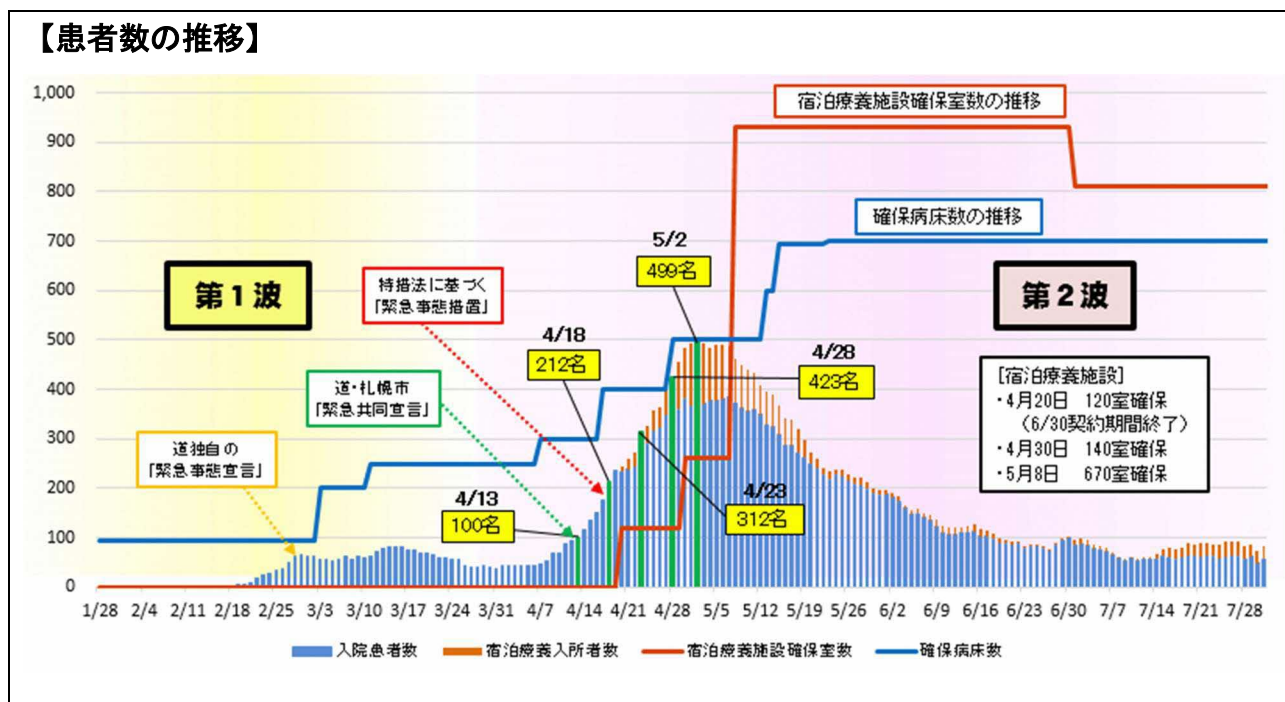


5 患者数の推移

患者数は、第2波の4月13日に100名（札幌圏域74名）を超え、5月2日にはピークとなる499名（札幌圏域427名）まで増加した。

4月13日以降、患者数が5日間に約100名規模で増加するなど、札幌圏域を中心に急激に増加した。患者の増加を受けて、医療施設（病院）における病床の確保に加え、軽症者等のための「宿泊療養施設」を確保し、患者の療養体制を整えた。

なお、病院での療養期間は長期にわたることから、患者発生が増加スピードと比較して、退院や一般病床への移行による減少のスピードは緩やかとなっている。



第2章 第1波への対応について

1 本道を取りまく状況

海外においては、2019（令和元）年12月に、中国で初めて感染者が確認され、2020（令和2）年1月14日、世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルスを確認した。その後、各国において感染者が確認され、同年1月30日、WHOは国際的な緊急事態を宣言するなど、世界的な感染拡大の懸念が強まっていった。

【海外の主な動き】

時期	内容
2019年 12月	: 中国で初めての感染者を確認
2020年 1月14日	: 世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルスを確認
1月21日	: 台湾で初めての感染者を確認 : 米国で初めての感染者を確認
1月23日	: 中国武漢市で外出規制措置
1月24日	: 韓国で初めての感染者を確認

国内においては、2020（令和2）年1月16日、初めての感染者が確認された。2月1日、国は、新型コロナウイルス感染症を感染症法及び検疫法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定するとともに、都道府県に対して「帰国者・接触者外来」等の設置を指示するなど、急ピッチで感染症への対応体制が整備された。

2月25日、国は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定するとともに、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部に「クラスター対策班」を設置した。

3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が国会で可決・成立し、3月26日に国に特措法に基づく対策本部が設置された。

【国内の主な動き】

時期	内容
2020年 1月16日	: 国内で初めての感染者を確認
1月30日	: 国が「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
2月1日	: 新型コロナウイルス感染症を感染症法及び検疫法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定 : 都道府県に対し「帰国者・接触者外来」等の設置指示 : 中国湖北省からの入国規制
2月3日	: 乗客の感染が確認されたクルーズ船が入港
2月12日	: 中国浙江省からの入国規制
2月25日	: 国が「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定 : 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部に「クラスター対策班」を設置
3月13日	: 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正
3月26日	: 国が特措法に基づく対策本部を設置

2 道独自の緊急事態宣言の発出

道内においては、1月28日に初めての感染者が確認され、道は即日、「北海道感染症危機管理対策本部」を設置し、本部会議を開催して、所要の対策を協議した。

2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置するとともに、感染症指定医療機関等の地域の医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置し、相談体制や医療体制等を強化した。

こうした中、2月中旬から道内全域で広範囲に新規感染者が確認され、2月27日には、道内初の2桁の新規感染者が、更に翌28日には2日連続となる2桁の新規感染者が確認されるなど、全道での感染拡大のおそれが高まり、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議メンバーからも「この1～2週間で人と人との接触を可能な限り抑えることが必要」「対策を実施しないと、道全体で急速に感染が拡大しかねない」といった助言を受けた。

こうした経緯を踏まえ、道としては、道民の命と健康を守ることを第一に、感染の急激な拡大により医療崩壊の事態につながることを避けなければならないといった観点から、北海道感染症危機管理対策本部（第8回）において、道独自の緊急事態宣言を発出することを決定し、道民に対して、週末の外出自粛などを要請した。

また、要請期間については、ウイルスの潜伏期間とされる2週間（14日間）に加えて、感染状況や対策・取組の分析等に必要な期間として1週間（7日間）を考慮し、3週間（21日間）とした。

【緊急事態宣言の発出までの経緯等】

時期	内容
1月28日（火）	: 道内で初めての感染者を確認（中国武漢市からの旅行者） : 「北海道感染症危機管理対策本部」第1回会議を開催
1月31日（金）	: 「さっぽろ雪まつり」開催（～2/11） ※冬の観光シーズンが到来、多くの中国人観光客が来道
2月7日（金）	: 本庁・保健所に「帰国者・接触者相談センター」、全道各地域に「帰国者・接触者外来」を設置
2月中～下旬	: 道内全域で広範囲に新規感染者が発生（参考①）
2月25日（火）	: 「北海道感染症危機管理対策本部」の下に、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置 : 厚生労働省のクラスター対策班の職員3名が道へ派遣
2月27日（木）	: 道内初の2桁の感染者を確認 : 庁内幹部打合せ（道民へのメッセージの発信の是非等について協議）
2月28日（金）	: 2日連続で10名以上の新規感染者が発生 : 国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議メンバーから道に助言 ➢ この1～2週間で人と人との接触を可能な限り抑えることが必要 ➢ 対策を実施しないと、道全体で急速に感染が拡大しかねない : 庁内幹部打合せ（緊急事態宣言及び道民への説明内容などについて協議） : 「北海道感染症危機管理対策本部会議（第8回）」を開催し、道独自の緊急事態宣言を決定 : 臨時記者会見において、道独自の緊急事態宣言を表明

【北海道独自の緊急事態宣言の内容】

期間

令和2年2月28日（金）～3月19日（木）

メッセージ内容

2月28日
（金）

・感染の拡大防止のため、この週末は外出を控えてください。

3月1日
（金）

・換気が悪く、人が大勢集まる場所には行かない！
・部屋の空気は、定期的に入れ替えを！
・風邪ぎみの方は、自宅で休む！

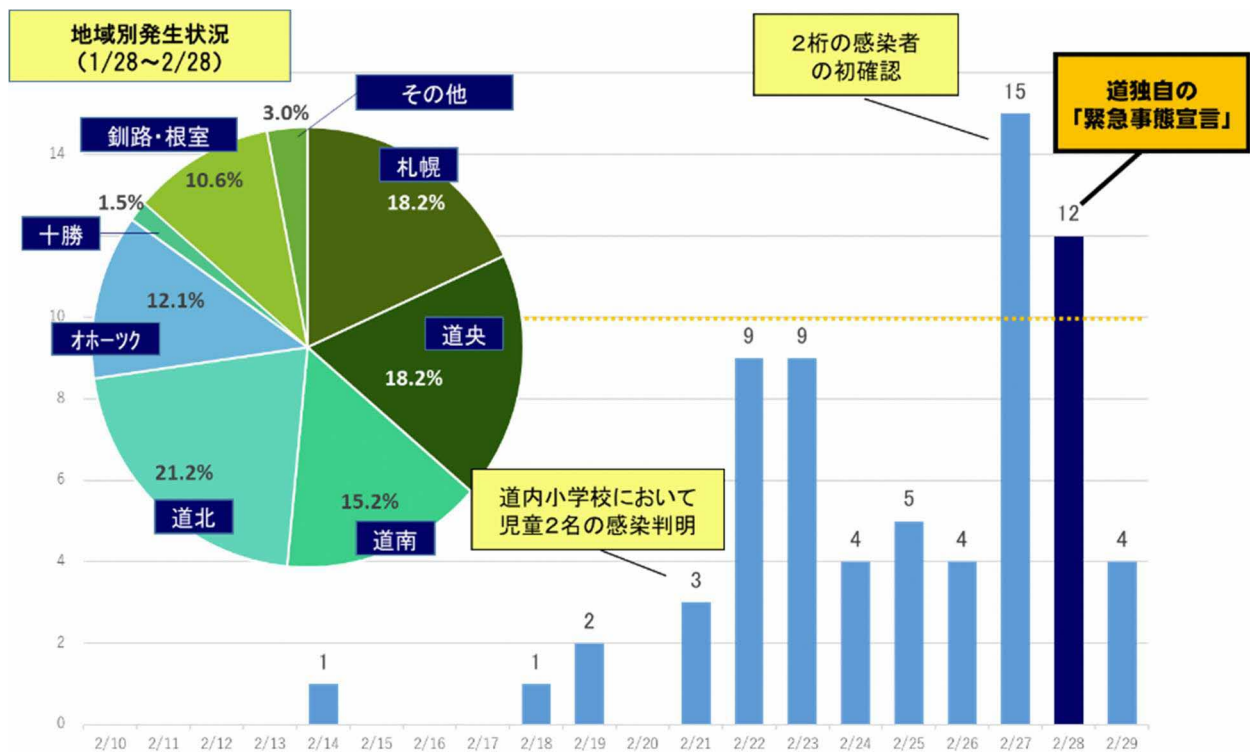
3月5日
（木）

・今週末に外出するときは、必ず確認してください。
- 体調は大丈夫？風邪ぎみではありませんか？

3月12日
（木）

- 人が大勢集まったり、風通しが悪い場所ではありませんか？
- 買い物は、混んでいる時間帯ではありませんか？

（参考①）当時の道内の新規感染者発生状況



【3月2日時点での専門家の見解】

～なぜこのような感染状況に至っているか～

①北海道における地理的特徴

- 都市部には、人口が多く、社会・経済活動の活発な若年層が集中しているが、他の圏域には重症化のおそれのある高齢者が多く居住。
- 北海道の6圏域(生活・経済圏域)間の人の移動は、都市部と他の圏域との間での流動が多い状況。

②北海道における感染の特徴

- 北海道には中国からの旅行者が多く、そういった人々から感染が広がったと考えられる。
- 北海道全体をすべて覆うほどの感染状況にはなっていないが、北海道全域に感染者が点在している状況。
- 人口比率で考えると、圧倒的に遠隔地で感染者の報告数が多い状況。

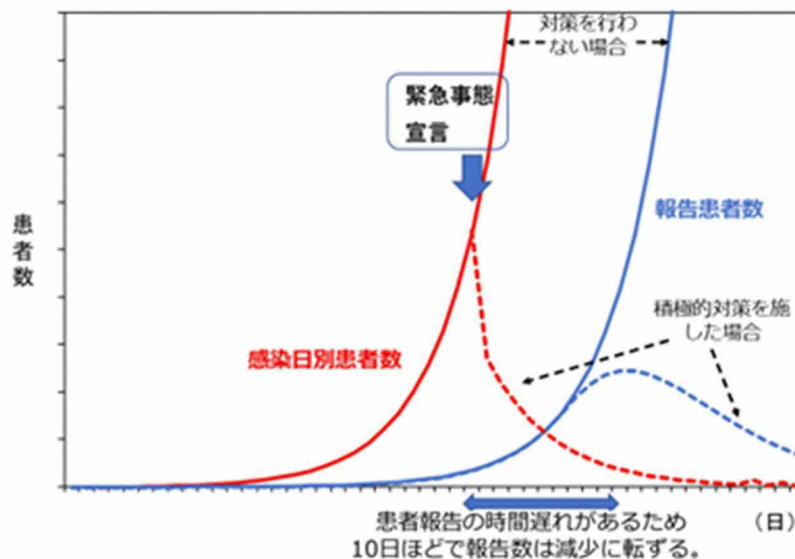
③現状に至った理由

- 都市部においては、社会・経済活動が活発な人々が、感染のリスクが高い場所に多く集まりやすく、気づかぬうちに感染していたと考えられる。
- なかでも、若年層に症状の軽い人が多いと考えられ、そうした一部の人が他の圏域に移動することで、北海道の複数の地域に感染が拡大し、感染した高齢者の中から症状が出たことが報告されたことによって、感染の拡大状況がはじめて把握できたと考えられる。

～北海道で実施すべき対策～

- 感染を急速に収束の方向に向かわせるためには、人と人との接触を最大限避けることが必須。これを、いま集中して実施すべき。
- こうした対策が行われずに、人々が何も行動を変化させない場合、感染者が急増し、一定の潜伏期間後に発症者数も急増することが予想される。

接触を避けることによる流行拡大抑止効果



「新型コロナウイルス感染症対策の見解」(3月2日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

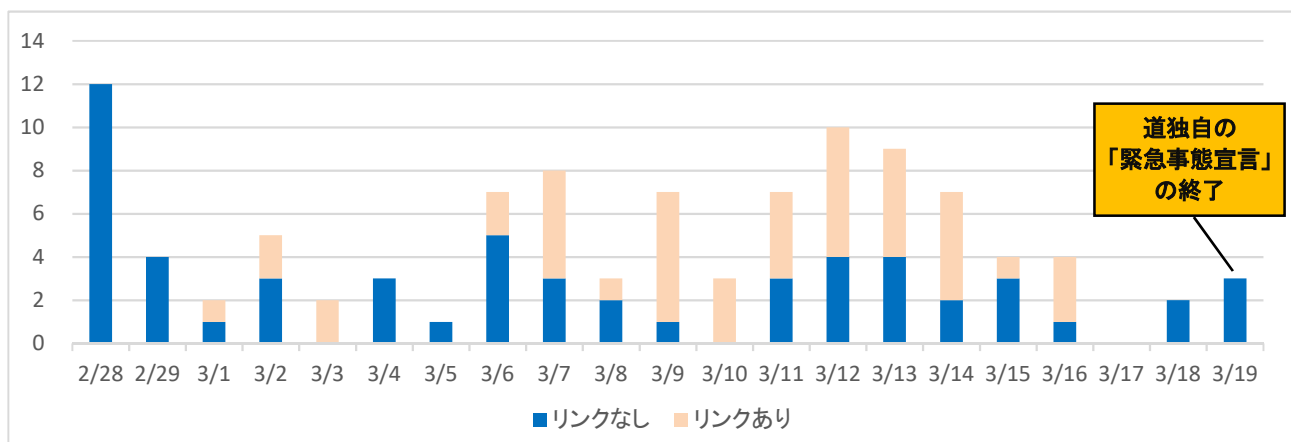
3 緊急事態宣言の終了

減少傾向となった新規感染者数やリンクなしの感染者数の推移、国の専門家会議メンバーの助言等を踏まえ、医療崩壊を起こすような急激な患者の増加は生じていないこと、検査体制や病床の確保等の必要な体制の強化や情報の蓄積が図られたこと、道内の社会経済が深刻な状況にあることから、北海道感染症危機管理対策本部会議（第11回）において、当初の予定どおり3月19日に宣言期間を終了した。

【緊急事態宣言の終了までの経緯等】

時期	内容
3月以降	：新規感染者数は減少傾向となり、リンクなしの感染者数も減少傾向（参考②）
3月16日（月）	：庁内幹部打合せ（感染状況と今後の方向性について協議）
3月17日（火）	：国の専門家会議メンバーから道に助言 > 北海道は感染症の爆発的な増加を避けることができたと評価
3月18日（水）	：庁内幹部打合せ（感染状況及び医療・検査体制の整備状況を踏まえ緊急事態宣言の終了について協議） ：北海道感染症危機管理対策本部会議（第11回）を開催し、当初予定どおり、3月19日までの宣言期間終了を決定 ：臨時記者会見において、道独自の緊急事態宣言の終了を表明

（参考②）当時の道内の新規感染者発生状況



【3月19日時点での専門家の見解】

- 北海道においては、感染者、濃厚接触者、地方公共団体、保健所の皆様のご協力とご努力により、患者集団を十分に把握できたことで、この感染症の爆発的な増加を避けることができた
- 北海道知事による緊急事態宣言を契機として、道民の皆様が日常生活の行動を変容させ、事業者の方々が迅速に対策を講じられたことについては、急速な感染拡大の防止という観点からみて一定の効果があつたものと判断
- 学校の一斉休校については、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えられるが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(3月19日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

4 道独自の学校の一斉休業要請

2月21日、道内の小学校で児童2名の感染が確認され、この後も、学校関係者への感染が各地で確認されたことから、保護者などから不安の声が上がるようになった。

2月25日、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、「児童生徒等が感染した場合には学校の臨時休業を速やかに行うこと」などの通知があった。

道では、2月25日、児童生徒等の感染状況や保護者の不安の声を踏まえて、学校の休業要請の是非を協議し、児童・生徒や保護者に感染症に関する正しい知識を伝え、施設の消毒や毎朝の検温を徹底し、「学校は安全」といえる体制を整える時間が必要であることから、北海道感染症危機管理対策本部会議（第7回）において、知事から道教育長に対して、小学校及び中学校の一斉臨時休業の検討を要請した。

2月26日には、保護者の負担を考慮するとともに、季節性インフルエンザの流行で6日間の学校閉鎖の事例があることなどを目安として、休業要請期間を1週間とすることとし、道教育長から各市町村教育長に対し、また、合わせて知事から各市町村長に対し、学校の臨時休業の協力を要請した。一方、2月27日、国が全国すべての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請したことから、道独自の休業要請期間は事実上2日間（週末を除く）で終了し、その後は国の要請を踏まえ全国一斉の臨時休業に移行することとなった。

道及び道教委においては、1週間の独自の学校の臨時休業要請により、保護者負担の増加や学習の遅れ、家庭における感染症対策の徹底が必要なことといった影響を想定し、経済8団体への保護者の休暇取得支援等の要請や、家庭での体温測定や健康観察の周知徹底、民間企業作成の家庭学習教材の提供などを行った。また、国の要請による臨時休業に移行した後も、国の通知を参考に想定される影響に対応した取組を行った。

【学校の臨時休業要請までの経緯等】

時期	内容
2020年	: 道内小学校において児童2名の感染が判明
2月21日（金）	: 以降、各地で学校関係者への感染が確認され、保護者などから不安の声
2月25日（火）	: 文部科学省から各都道府県教育委員会等へ通知 ➢ 児童生徒等が感染した場合は学校の臨時休業を速やかに行うこと ➢ 地域全体での感染防止を目的に、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うことも考えられること : 庁内幹部打合せ（学校の休業要請の是非について協議） : 「北海道感染症危機管理対策本部会議（第7回）」を開催 ➢ 知事から道教育長に対し、学校の一斉臨時休業の検討を要請
2月26日（水）	: 庁内幹部打合せ（休業期間を1週間とすることについて協議） : 知事から各市町村長に対し、道教育長から各市町村教育長に対し、学校の臨時休業を文書で要請
2月27日（木）	: 全道で臨時休業を順次開始（定例記者会見において臨時休業について説明） : 国が「新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催 ➢ 首相が全国すべての小中高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請
3月2日（月）	: 国の要請を踏まえ、道内も含め全国で一斉臨時休業開始

【学校の臨時休業の内容】

道による休業要請(2月27日(木)~3月4日(水))

内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全道の小中学校等を対象として7日間の休業 ➢ 休業期間中は、教職員の健康管理を行うとともに、各学校の衛生環境の確認を実施 ➢ 3月5日(再開日)を「感染症予防の日」とし、各学校において、感染症の正しい知識、いじめや偏見等について学ぶ機会を設ける
-----------	--

国による休業要請(3月2日(月)~春季休業の開始日)

内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総理及び文科省からの要請を踏まえ、次の内容について道及び道教委が要請 ➢ 全道すべての小中学校、高等学校、特別支援学校を対象として春季休業の開始日まで休業
-----------	--

※国による休業要請があったことから、3月4日以降も引き続き休業となり、3月5日に「感染症予防の日」は実施できなかった

【学校休業長期化の影響把握と対応】

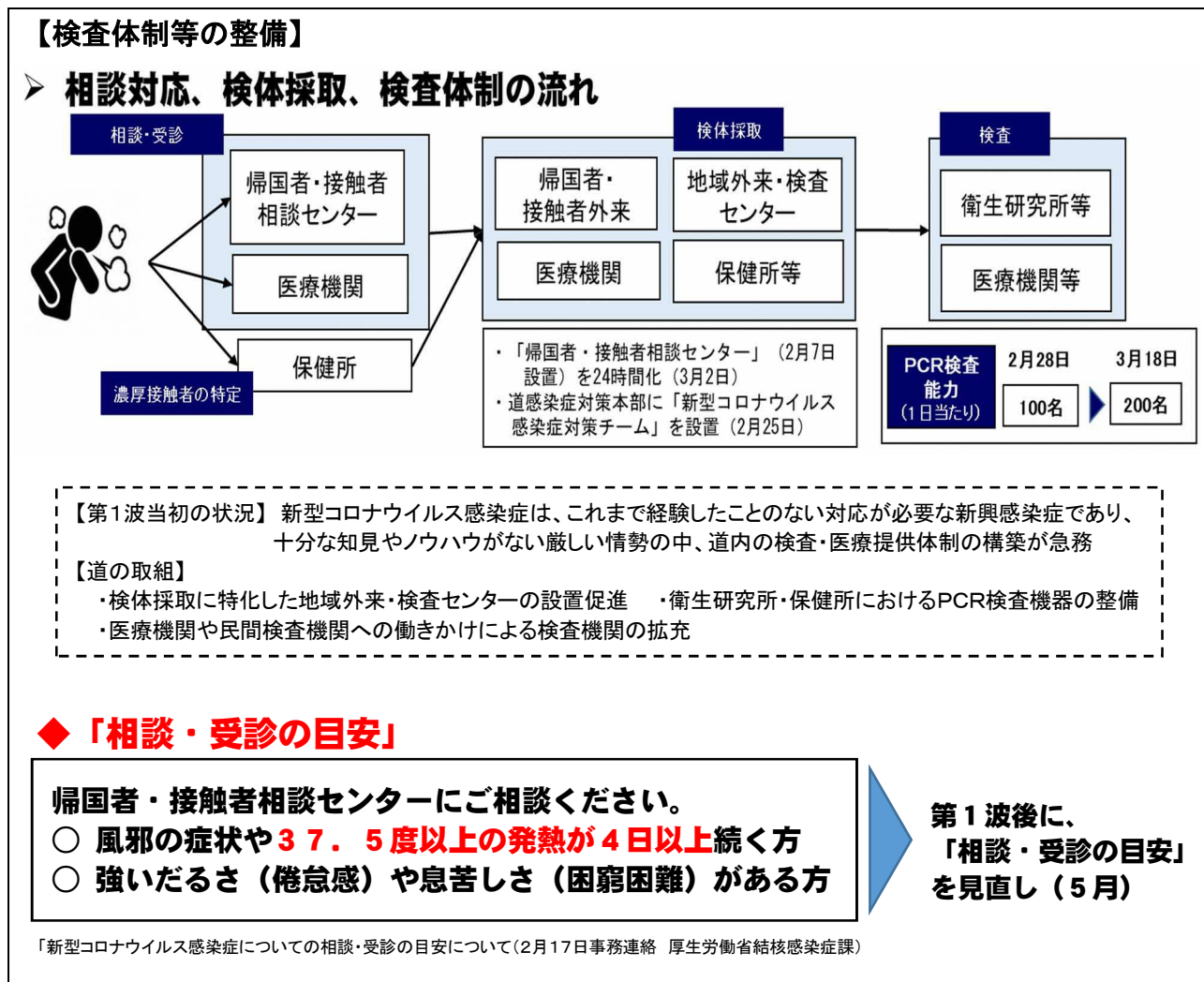
区 分	学校休業による影響等	対 応
道による休業要請 2/27(木) ~3/4(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者負担の増 ・ 家庭における感染症対策の徹底 ・ 学習の遅れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2/26 経済8団体へ保護者の休暇取得支援等を要請 ・ 2/26 毎日朝晩、家庭での体温測定及び健康観察(風邪症状が見られる場合は学校を休むことを徹底)を通知 ・ 2/27 チャレンジテスト、民間企業が作成した家庭学習教材や「感染症予防の日」に関する教材を提供
国による休業要請 3/2(月) ~春休み開始日	国の通知を参考に、以下の影響を想定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校入学者選抜の実施 ・ 児童生徒への偏見、いじめへの対応、心のケア ・ 学習の遅れ ・ 学校行事の円滑な実施 ・ 保護者負担の増 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2/28 高等学校入学者選抜に関し、全日制課程については学力調査のみ実施する等の対応を通知 ・ 2/28 感染症対応やいじめ・偏見など悩みの相談など臨時休業中の過ごし方について通知 ・ 3/ 3 文科省学習支援コンテンツポータルサイトの周知 ・ 3/ 3 放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について通知 ・ 3/ 4 家庭訪問や来校相談の実施について保護者に周知 ・ 3/ 4 小・中学校等の卒業式を最小限で実施する旨通知 ・ 3/ 6 教職員の在宅勤務実施要領を通知 ・ 3/ 6 放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保に関する留意事項について通知 ・ 3/ 9 分散登校の実施を通知 ・ 3/25 感染症の影響による休業等で一時的に資金が必要な世帯への緊急小口資金等の貸付の特例措置(貸付上限の上乗せ、据置期間及び償還期限の延長)を実施

5 検査体制・医療提供体制等の整備

新型コロナウイルス感染症は、これまで経験したことのない対応が必要な新興感染症であり、世界的にも十分な知見やノウハウがない中で、検査、医療提供体制の構築が進められた。

道では、感染の疑いのある道民の相談を受ける「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」及び検体採取に特化した「地域外来・検査センター」を設置し、検査が必要な方々を把握し、迅速かつ適切に検査を受けられる体制を整備した。

一方で、当時はPCR検査実施のための検査機器や試薬が全国的に不足し、道では国から試薬を入手次第、PCR検査を開始した。また、当初は行政検査という位置付けであったため、実施機関が道立衛生研究所等の公的機関に限定される中、保健所におけるPCR検査機器・体制の整備を行ってきた。その後、国の方針で、医療機関や民間検査機関へ検査機関が拡大されたことを受け、これら施設への働きかけによる検査機関の拡充等に取り組み、1日当たりのPCR検査能力は、道独自の緊急事態宣言を発出した2月28日時点の100名から、3月中旬には200名に倍増した。



感染の拡大を防止するためには、感染経路及び感染者を推定し、濃厚接触者の把握と適切な囲い込みが重要である。道では、2月25日に厚生労働省に設置されたクラスター対策班の派遣を受け、専門家からの指導・助言を受けながら、集団感染に対応するノウハウや知見を蓄積し、積極的疫学調査などの対策を実施した。

【集団感染への対応】

➤ 集団感染への対応

国のクラスター対策班

- ・国の対策本部にクラスター班の派遣を要請し、専門家の指導・助言等を踏まえ、対策を実施(2月25日～)

➤ 積極的疫学調査の実施

区 分	第1波
新規感染者数	168
リンクあり感染者	61 (36.3%)
うち、 集団感染	20 (32.8%)
うち、医療、 介護施設関連	0 (0.0%)
リンクなし感染者	107 (63.7%)

感染が確認された者は病院への入院が原則とされたことから、道内に整備されていた感染症病床の活用を基本として、感染症指定医療機関や他の医療機関の一般病床を活用するため、全道規模の関係団体等を通じて病床確保を要請し、2月末の94床から、3月中旬には250床程度の病床を確保した。

また、マスク・ガウン等の感染防護具の優先的な供給や対応可能な医療人材の確保について国や関係機関と調整を進めた。

【感染症病床の確保】

➤ 第1波以前の感染症対応

- ・ 感染症指定医療機関 24施設
- ・ 感染症病床 94床

➤ 感染の拡大への対応

【第1波当初の状況】

新型コロナウイルス感染症は、これまで経験したことのない規模での対応が必要な新興感染症であり、十分な知見やノウハウがない厳しい情勢の中、道内の検査・医療提供体制の構築が急務

【道の取組】

- 感染症病床の活用を基本に、感染症指定医療機関や他の医療機関の一般病床を活用するため、全道規模の関係団体等を通じて病床確保を要請
- 感染防護具(マスク・ガウン等)の優先的な供給や、新型コロナウイルス感染症患者に対応可能なマンパワーの確保について国や関係団体等と調整
- 患者数の増加に応じて確保病床数を拡大

